

第 23 回沼津市農業委員会総会議事録

1 開催日時	令和 7 年 6 月 10 日（火） 13：30～14：10	
2 開催場所	沼津市役所 8 階 801 会議室	
3 出席委員	農業委員：18 名 農地利用最適化推進委員：21 名	
農業委員	1 小野 民子	2 沖島 房義
	4 杉本 俊明	5 久松 一也
	6 原 泰一	7 元杉 照彦
	8 水口 満	10 大村 温績
	11 川口 修	12 原田 佳和
	13 加藤 久佳	14 相磯 猛
	15 佐野 良一郎（副会長）	16 秋山 清房
	17 鈴木 孝雄（会長）	18 羽切 浩和
	19 武井 徳吉	
農地利用最適化推進委員	20 廣瀬 正一	21 山田 高雄
	22 欠員	23 高田 廣美
	24 鈴木 益之	25 欠員
	27 庄司 岩雄	28 深澤 貞博
	29 鈴木 良行	30 原 敏明
	31 大村 幸広	32 齋藤 仁
	33 角田 政義	34 川口 洋芳
	35 欠員	36 長濱 秀典
	37 海瀬 好和	38 日吉 祥之
	39 大島 芳夫	40 山本 比呂志
	41 内田 和秀	
4 欠席委員	農業委員：1 名 農地利用最適化推進委員：1 名	
農業委員	3 内田 茂隆	
農地利用最適化推進委員	26 中村 和明	
5 事務局職員	局長 青木 栄一、局長補佐 野口 哲太郎 係長 荻野 雅之、主査 黒木 賢治、主任 紺野 貴子 主事 日吉 菜々子、主事 戸田 海渡	

事務局	事務局より説明をお願いします。 (議第 12 号農地法第 3 条許可・申請番号 6 番から 8 番について説明)
議長	事務局の説明が終わりました。それでは、申請番号 6 番について、大平地区委員から、現地調査の結果報告をお願いします。
大平地区委員	5 月 30 日に地区委員にて現地調査をしましたが、許可するのに問題はありませんでした。
議長	ありがとうございます。次に、申請番号 7 番について、金岡地区委員から、現地調査の結果報告をお願いします。
金岡地区委員	5 月 30 日に地区委員にて現地調査をしましたが、荒れた状態になっており、農地として適切に管理されていない状況でした。金岡地区としては認められないと考えますが、事務局の見解を聞き、審議をお願いしたいと思います。
議長	ありがとうございます。申請番号 7 番については、後ほど事務局の見解を伺います。次に、申請番号 8 番について、愛鷹地区委員から、現地調査の結果報告をお願いします。
愛鷹地区委員	5 月 29 日に地区委員にて現地調査をしましたが、許可するのに問題はありませんでした。
議長	ありがとうございました。続きまして、申請番号 7 番について、金岡地区委員より事務局の見解が求められておりますので、事務局より説明をお願いします。

事務局	(議第 12 号農地法第 3 条許可・申請番号 7 番について説明)
議長	ただいま事務局説明がありましたが、金岡地区委員より意見はございますか。
金岡地区委員	事務局の説明を受け、審議をお願いします。
議長	ありがとうございます。ただいまの事務局説明について、ご質疑がありましたら伺います。
杉本委員	耕作放棄地を所有している場合、農地は買えないのでしょうか。
事務局	荒れている農地を所有しているということが全部効率要件を満たさないというわけではありません。今回は借りようとする農地や隣接する農地が適正管理されてない状態で譲り受けたとしても本当に耕作できるのかが疑問です。事務局としては不許可が妥当であると考えます。
議長	その他、ご質疑がありましたら伺います。 (質疑なし)
議長	採決いたします。議第 12 号の申請番号 6 番及び 8 番について、原案のとおり許可してよろしいでしょうか。

議長	(異議なし) 異議なしということで、議第 12 号の申請番号 6 番及び 8 番について、原案のとおり許可といたします。続きまして、議題 12 号の申請番号 7 番について不許可とお考えの方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数ですので議題 12 号の申請番号 7 番については不許可といたします。 次に 2 ページの、議第 13 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可決定について」を、議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	(議第 13 号農地法 4 条許可・申請番号 1 番について説明)
議長	事務局からの説明が終わりました。それでは、申請番号 1 番について、戸田地区委員から、現地調査の結果報告をお願いします。
戸田地区委員	5 月 29 日に地元委員にて現地調査をしましたが、許可するのに問題はありませんでした。
議長	ありがとうございました。ただいまの事務局説明及び戸田地区委員からの報告について、ご質疑がありましたら伺います。 (質疑なし)

議長	採決いたします。議第 13 号について、原案のとおり許可してよろしいでしょうか。 (異議なし)
議長	異議なしということで、議第 13 号について、原案のとおり許可といたします。 次に、3 ページについての、議第 14 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	(議第 14 号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について説明)
議長	事務局からの説明が終わりました。それでは、申請番号 1 番について、片浜地区委員から、現地調査の結果報告をお願いします。
片浜地区委員	5 月 28 日に地元委員にて現地調査をしましたが、許可するのに問題はありませんでした。
議長	ありがとうございます。次の申請番号 2 番から 3 番については、事務局より説明があったとおり、申請の取り下げとのことですので、議事を省略します。ただいまの事務局説明、及び片浜地区委員からの報告について、ご質疑がありましたら伺います。
大村委員	何年営農したら納税猶予の適用が受けられますか。

事務局	20 年です。
大村委員	亡くなった場合はどうなりますか
事務局	納税猶予制度については、猶予期間中に納税者が亡くなった場合、条件を満たしていればその時点で納税義務が免除されます。その後、農業を継承する相続人に対して、改めて納税猶予が適用されます。
杉本委員	いくつか農地を所有している場合、一箇所だけ納税猶予をかけることは可能ですか。
事務局	可能です。
議長	その他、ご質疑がありましたら伺います。
	(質疑なし)
議長	採決いたします。議第 14 号について、原案のとおり許可してよろしいでしょうか
	(異議なし)
議長	異議なしということで、議第 14 号について、原案のとおり許可といたします。
	次に、4 ページについての、議第 15 号「農地法第 3 条の買受適格

事務局	者証明について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。 (議第 15 号農地法第 3 条の買受適格者証明について説明)
議長	事務局からの説明が終わりました。それでは、申請番号 3 番について、愛鷹地区委員から、現地調査の結果報告をお願いします。
愛鷹地区委員	5 月 29 日に地元委員にて現地調査をしましたが、許可するのに問題はありませんでした。
議長	ありがとうございました。ただいまの事務局説明及び愛鷹地区委員からの報告について、ご質疑がありましたら伺います。 (質疑なし)
議長	採決いたします。議第 15 号について、原案のとおり許可してよろしいでしょうか。 (異議なし)
議長	異議なしということで、議第 15 号について、原案のとおり許可といたします。 次に、5 ページから 9 ページにかけての、議第 16 号「農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。

事務局	(議第 16 号農用地利用集積等促進計画について説明)
議長	ただいまの事務局の説明について、ご質疑がありましたらお伺いいたします。 (質疑なし)
議長	採決いたします。議第 16 号について、原案のとおり許可してよろしいでしょうか。
事務局	(異議なし)
議長	異議なしということで、議第 16 号について、原案のとおり許可といたします。 次に、別冊議案 1 ページから 7 ページにかけての、議第 17 号「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	(議第 17 号令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について説明)
議長	ただいまの事務局の説明について、ご質疑がありましたらお伺いいたします。
議長	(質疑なし)

議長	採決いたします。議第 17 号について、原案のとおり許可してよろしいでしょうか。 (異議なし)
議長	異議なしということで、議第 17 号について、原案どおり許可いたします。 次に、別冊議案 8 ページから 20 ページにかけての、議第 18 号「地籍調査事業による農地から農地以外への地目変更について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。 (議第 18 号地籍調査事業による農地から農地以外への地目変更について事務局説明)
議長	ただいまの事務局の説明について、ご質疑がありましたらお伺いいたします。
杉本委員	本議案の土地は許可申請が必要な土地でしょうか。
事務局	本来、本議案の土地は市街化区域ですので届出が必要な土地ですが、沼津市の地籍調査に基づいた市からの要請により地目を変更するものです。本議案とは関係ありませんが、農振地域であった場合は、原状回復を求めます。
議長	その他、ご質疑がありましたら伺います。

議長	(質疑なし) 採決いたします。議第 18 号について、原案のとおり許可してよろしいでしょうか。 (異議なし)
議長	異議なしということで、議第 18 号について、原案どおり許可いたします。 次に報告事項に入ります。10 ページから 11 ページにかけての、報第 4 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出に対する受理について」、12 ページから 13 ページにかけての、報第 5 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出に対する受理について」を事務局より一括して報告をお願いします。
事務局	(報第 4 号農地法第 4 条届出・申請番号 2 番～7 番について説明) (報第 5 号農地法第 5 条届出・申請番号 8 番～15 番・について説明) ただいまの事務局の報告について、発言のある方は挙手願います。 (質疑なし)
議長	他に発言がないようですので、報第 4 号、5 号について報告があったことご了承願います。 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了しましたので定例総会を閉会いたします。 皆様、ご苦勞様でした。